

創薬科学研究科 長期履修制度 実施要項

（１）趣旨

職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程２年、博士後期課程３年）で修了することが困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することにより学位を取得することができる制度です。

（２）対象者

次のいずれかに該当する者は、所定の書類を所定の期日までに提出することにより、長期履修を申請することができます。

- ① 職業を有し、就業している者
- ② 育児、介護等の事情を有する者
- ③ その他、相当の理由があると研究科長が認める者

（３）長期履修期間

長期履修の期間は、在学期間の範囲内において、大阪公立大学長期履修規程第５条の規定により、博士前期課程の場合は３年又は４年、博士後期課程の場合は４年又は５年又は６年とします。

（４）長期履修制度にかかる授業料（年額）

入学前の場合は、通常の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額になります。

入学後の場合は、通常の授業料の年額に標準修業年限から既に修業した期間を差し引いた期間の年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額になります。また、長期履修期間の短縮が認められた場合は、本来授業料との差額を支払わなくてはなりません。

なお、在学中に授業料改定が行われた場合には、在学生にも新授業料が適用されます。

（５）申請方法及び提出書類

研究指導（予定）教員の同意を得たうえで、春入学者の場合は２月末日までに、秋入学者の場合は８月末日までに次の書類を創薬科学研究科教務担当に提出してください。

- ① 長期履修願（様式第 1 号）
- ② 長期履修が必要であることを証明する書類（在職証明書や診断書等）
- ③ 履修・研究計画書（別紙 1）

（6）長期履修期間の短縮

長期履修が認められた後、その理由が解消した場合には、研究指導教員の同意を得たうえで、長期履修期間を短縮することができます。

長期履修期間の短縮を希望する場合は、次の期日までに「長期履修期間短縮願（様式 2 号）」を創薬科学研究科教務担当に提出してください。

長期履修期間短縮の終了時期	提出期限
前期末	当該年度の 6 月 15 日まで（当該日が土日祝の場合は直前の平日とする）
後期末	当該年度の 12 月 15 日まで（当該日が土日祝の場合は直前の平日とする）
博士後期課程における 6 月修了を前提とした 6 月末	当該年度の 4 月 15 日まで（当該日が土日祝の場合は直前の平日とする）
博士後期課程における 12 月修了を前提とした 12 月末	当該年度の 10 月 15 日まで（当該日が土日祝の場合は直前の平日とする）

（7）長期履修の許可

長期履修の許可及び長期履修期間の短縮の許可については、決定後連絡します。

（8）提出書類のご請求及び問い合わせ先

長期履修の詳細については、以下の連絡先まで必ず問い合わせをしてください。

【連絡先】

大阪公立大学 教育推進課 創薬科学研究科教務担当（中百舌鳥キャンパス）

Mail : gr-kyik-dds@omu.ac.jp

※注意※

長期履修を申請する場合は、事前に研究指導を希望する教員と相談しておいてください。